

令和 8 年度 7 月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【追加】

(単位：千円)

番号	事 項	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
				R 8 年度 ①	R 9 年度 以降 ②			
510	補助通常砂防事業 (大山川支流)	令和9年度	20,000	1,000	20,000	21,000	湖南省菩提寺	当施工地は、鳥獣保護区にあり、また自然公園にも近接することから、工事着手前に生物調査を行う必要がある。 適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和 8 年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
511	補助通常砂防事業 (堂川)	令和9年度	10,000	39,000	10,000	49,000	近江八幡市島町	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和 8 年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
512	補助通常砂防事業 (大川支流)	令和9年度から 令和10年度まで	300,000	20,000	300,000	320,000	近江八幡市小脇町	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和 8 年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
513	補助通常砂防事業 (出山川)	令和9年度	10,000	1,000	10,000	11,000	高島市鶴川	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和 8 年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
514	補助通常砂防事業 (水戸坂川)	令和9年度	20,000	1,000	20,000	21,000	高島市拝戸	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、令和 8 年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。
	計		360,000	62,000	360,000	422,000		

令和8年度7月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【変更】

(単位：千円)

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R8年度 ①	R9年度 以降 ②			
129	補助道路整備事業 (小浜朽木高島線)	補正前	令和9年度	150,000	110,000	150,000	260,000	高島市朽木野尻	野尻工区は、幅員狭小かつ線形不良な区間があり、円滑な交通を確保するために、バイパスを整備するものである。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和9年度	165,000	115,000	165,000	280,000	ほか2箇所	
142	補助道路整備事業 (大津インター線)	補正前	令和9年度	50,000	40,000	50,000	90,000	大津市本宮二丁目	本宮工区は、緊急輸送道路の安全性を確保するため、電線共同溝を整備するものである。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	200,000	60,000	200,000	260,000		
147	補助道路整備事業 (小口川守線)	補正前	令和9年度	80,000	2,000	80,000	82,000	竜王町小口	小口工区は、通学生の安全を確保するため、歩道整備を実施するものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限され、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度	100,000	45,000	100,000	145,000		
150	補助道路整備事業 (神郷彦根線)	補正前	令和9年度	200,000	200,000	200,000	400,000	愛荘町川原～東近江市神郷町	神郷・川原工区は、慢性的に渋滞が発生している国道8号の渋滞緩和を図り、愛荘町と東近江市の地域活性化を目的として道路整備するものである。 補強土壁による盛土工事を一体的に発注する大規模工事となり、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	450,000	250,000	450,000	700,000		
179	補助道路整備事業 (近江八幡大津線)	補正前	令和9年度	710,000	249,000	710,000	959,000	草津市下物町	道の駅草津工区(草津市下物町)は、交通量・利用者の増加に伴い、必要となる駐車場の拡大、トイレ改修、防災設備を備えることで、災害発生時の一時避難箇所としての役割を果たす施設拡張を行うものである。 河川部を渡河する橋梁工事のため、一部作業が非出水期に制限され、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	1,410,000	350,000	1,410,000	1,760,000	ほか4箇所	

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R 8年度 ①	R 9年度 以降 ②			
185	補助道路修繕事業 (国道307号)	補正前	令和9年度	95,000	160,000	95,000	255,000	甲賀市水口町牛飼 ほか	杣川新橋工区（甲賀市水口町牛飼ほか）は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和9年度	110,000	200,000	110,000	310,000	ほか2箇所	
187	補助道路修繕事業 (国道367号)	補正前	令和9年度	75,000	110,000	75,000	185,000	大津市葛川木戸口 町	中村大橋工区（大津市葛川木戸口町）は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和9年度	200,000	150,000	200,000	350,000	ほか1箇所	
193	補助道路修繕事業 (小浜朽木高島線)	補正前	令和9年度	10,000	75,000	10,000	85,000	高島市朽木荒川	荒川橋工区（高島市朽木荒川）は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更）
		補正後	令和9年度	50,000	90,000	50,000	140,000	ほか1箇所	
194	補助道路修繕事業 (彦根近江八幡線)	補正前	令和9年度	50,000	185,000	50,000	235,000	彦根市八坂町	犬上川橋工区は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。（追加）
		補正後	令和9年度	80,000	285,000	80,000	365,000	ほか3箇所	
198	補助道路修繕事業 (山東本巢線)	補正前	令和9年度	90,000	20,000	90,000	110,000	米原市曲谷	堂屋敷トンネル工区（米原市曲谷）は、トンネルの修繕を行うものである。 工事の際に交通規制を伴うことから、一連の区間を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 小泉・甲津原工区（米原市曲谷ほか）は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面对策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。（当初） 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。（変更） 中窪橋工区（米原市曲谷）、月観橋工区（米原市曲谷）は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。（追加）
		補正後	令和9年度	170,000	322,000	170,000	492,000	米原市曲谷ほか	

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R 8年度 ①	R 9年度 以降 ②			
199	補助道路修繕事業 (近江八幡守山線)	補正前	令和9年度	95,000	250,000	95,000	345,000	守山市新庄町	新庄大橋工区は、橋梁の修繕および耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	130,000	260,000	130,000	390,000		
201	補助道路修繕事業 (信楽上野線)	補正前	令和9年度	30,000	50,000	30,000	80,000	甲賀市信楽町多羅尾	伊賀辻橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和9年度	50,000	55,000	50,000	105,000		
214	補助道路修繕事業 (北船木勝野線)	補正前	令和9年度	30,000	30,000	30,000	60,000	高島市安曇川町南船木	船木大橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	80,000	100,000	80,000	180,000		
215	補助道路修繕事業 (彦根米原線)	補正前	令和9年度	100,000	50,000	100,000	150,000	米原市米原	米原跨線橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。 線路に近接する工事であり、施工時間に制約を受けることから、一連の区間を一体的に施工する必要がある、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和11年度まで	450,000	145,000	450,000	595,000		
220	補助道路修繕事業 (葛籠尾崎大浦線)	補正前	令和9年度	100,000	250,000	100,000	350,000	長浜市西浅井町菅浦	菅浦工区は、災害防除を行うものである。 落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面対策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要がある、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	200,000	294,000	200,000	494,000		
224	補助道路修繕事業 (麻生古屋梅ノ木線)	補正前	令和9年度	30,000	30,000	30,000	60,000	高島市朽木能家	ニコンボ橋工区(高島市朽木能家)は、橋梁の修繕を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。 上頃橋工区(高島市朽木古屋)は、橋梁の耐震化を行うものである。 河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示状況に応じて、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	50,000	50,000	50,000	100,000	高島市朽木古屋	
390	補助通常砂防事業 (家棟川支流)	補正前	令和9年度から 令和10年度まで	100,000	10,000	100,000	110,000	湖南省針	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 急峻な地形での施工であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、当初想定以上に用地買収の進捗が見込めることとなったため、仮設道路工に合わせて砂防堰堤工も施工可能となった。 事業進捗を踏まえ、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	500,000	10,000	500,000	510,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R 8年度 ①	R 9年度 以降 ②			
392	補助通常砂防事業 (信楽川支流2)	補正前	令和9年度	40,000	4,000	40,000	44,000	甲賀市信楽町長野	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 急峻な地形での施工であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、当初想定以上に用地買収の進捗が見込めることとなったため、仮設道路工に合わせて砂防堰堤工も施工可能となった。 事業進捗を踏まえ、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	300,000	4,000	300,000	304,000		
393	補助通常砂防事業 (荒川西流支流1)	補正前	令和9年度	12,000	3,000	12,000	15,000	湖南省三雲	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 測量業務は、地元関係者と調整しながら進める必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、用地測量範囲を精査した結果、当初想定以上に測量範囲が大きくなることが判明したため、国内示状況を踏まえ、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	20,000	1,000	20,000	21,000		
394	補助通常砂防事業 (荒川西流支流2)	補正前	令和9年度	12,000	3,000	12,000	15,000	湖南省三雲	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 測量業務は、地元関係者と調整しながら進める必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、用地測量範囲を精査した結果、当初想定以上に測量範囲が大きくなることが判明したため、国内示状況を踏まえ、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	20,000	1,000	20,000	21,000		
397	補助通常砂防事業 (千手川)	補正前	令和9年度	50,000	25,000	50,000	75,000	東近江市小倉町	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 急峻な地形での施工であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、地元住民との協議・調整の結果、地元交渉について当初想定より進捗が図れたため、追加で用地調査が実施可能となった。 国内示状況を踏まえ、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	200,000	20,000	200,000	220,000		
417	補助通常砂防事業 (開田川)	補正前	令和9年度	20,000	1,000	20,000	21,000	高島市マキノ町下開田	当溪流では、砂防堰堤の整備を実施する。 測量業務は、地元関係者と調整しながら進める必要があり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、地元住民との協議・調整の結果、地元交渉について当初想定より進捗が図れたため、追加で用地調査が実施可能となった。 事業進捗を踏まえ、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更)
		補正後	令和9年度	30,000	1,000	30,000	31,000		
434	補助急傾斜地総合流域防災事業 (白王地区)	補正前	令和9年度	230,000	180,000	230,000	410,000	近江八幡市白王町	当区域では、崩壊土砂防止柵の整備を実施する。 急峻な地形での施工であり、適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) このたび、地元住民との協議・調整の結果、地元交渉について当初想定より進捗が図れたため、追加で用地調査が実施可能となった。 事業進捗を踏まえ、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更)
		補正後	令和9年度から 令和10年度まで	300,000	180,000	300,000	480,000		

番号	事 項		期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
					R 8 年度 ①	R 9 年度 以降 ②			
計	補正前			2,359,000	2,037,000	2,359,000	4,396,000		
	補正後			5,265,000	2,988,000	5,265,000	8,253,000		